

## 令和6年度の宿泊及び会食補助の補助額、補助回数について

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

令和6年度より、宿泊及び会食補助の補助額及び補助回数が以下のとおりとなります。  
(宿泊及び会食補助については、任意継続組合員は対象外です。)

### (1) 宿泊利用補助 (アウリーナ大阪、花のいえ、その他対象施設)

令和6年3月31日まで	補助額	組合員、被扶養者一律3,000円
	補助回数	半年間で6回 * 組合員、被扶養者あわせて左記回数まで
令和6年4月1日以降※	補助額	組合員、被扶養者一律 1人1泊6,000(税別)円以上の場合、3,000円を補助 1人1泊4,000(税別)円以上の場合、2,000円を補助
	補助回数	1年度内で12回 * 組合員、被扶養者あわせて左記回数まで
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、 利用当日、施設へ利用者分の組合員証(被扶養者証)を提示のうえ、補助券を提出	

### (2) 会食利用補助 (アウリーナ大阪、花のいえ)

令和6年3月31日まで	補助回数	半年間で、組合員1人につき6人分補助 * 補助券は組合員1人につき、6枚まで出力可能
令和6年4月1日以降※	補助回数	1年度内で、組合員1人につき12人分補助 * 補助券は組合員1人につき、12枚まで出力可能
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、 利用当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出	

**注意**

※今年度に発券した補助券の有効期限は、「令和6年3月31日」ですので、6年度にご利用予定の補助券は、令和6年4月1日以降に発券してください!!

## ホテルアウリーナ大阪で使える補助事業のご案内

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

### ◎結婚式場利用補助 (アウリーナ大阪)

対象者	組合員(任意継続組合員を除く)又はその子ども
申請方法	施設に備え付けの「結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書」に記入のうえ、提出するとともに「組合員証(被扶養者証)」を提示する。 ※挙式者が被扶養者として認定されていない子どもの場合は、組合員の子どもに相違ない旨の所属所長の証明、又は市区町村長の続柄を証明するに足る証明書が必要
補助額	挙式・披露宴費用総額(税込)の20%(1,000円未満は四捨五入) 上限200,000円 ※新郎新婦ともに対象の場合は上限400,000円
贈呈品	挙式等を行った対象者には「ホテルアウリーナ大阪」、「花のいえ」で利用できる食事付宿泊券30,000円(5,000円券×6枚)を贈呈します。

挙式等を行う場合

### ◎法要利用補助 (アウリーナ大阪)

対象者	本人又はその2親等以内の親族が喪主を務める法要を行った組合員(任意継続組合員を除く。) ※法要・・・ホテルアウリーナ大阪で供花等を注文することが必要
申請方法	施設に備え付けの「法要利用補助申請書」に記入のうえ、提出するとともに「組合員証」を提示する。
補助額	法要費用(税込)(注)の20%(1,000円未満は四捨五入) 上限50,000円 (注) 法要費用にはお布施等は含まない。
留意点	会食利用補助との併用はできません。

法要を行う場合

